

市営住宅とみなし特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています



◆募集期間および対象住宅(定期募集) **6月8日(月)~19日(金)まで**

町名	団地名	建築年度	構造	市営住宅					みなし特定公共賃貸住宅
				1DK	2DK	3DK	ペット可	車いす対応	
高田町	鳴石第2	S 59	RC	-	1戸	-	-	-	常時申し込みを受け付けています。
	//	H 1	RC	-	2戸	-	-	-	
	下和野	H 26	RC	-	-	1戸	-	1戸(2DK)	
	中田	H 27	RC	-	2戸	-	-	-	
気仙町	今泉	H 28	RC	-	3戸	-	-	-	
気仙町	脇の沢	H 29	RC	-	1戸	1戸	-	-	
小友町	西下	H 26	RC	-	2戸	1戸	-	-	
広田町	大野	H 27	RC	-	-	3戸	-	-	

◆家賃…入居世帯の総所得、団地、間取りによって決定します。世帯ごとに異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆申込資格(下記のすべてに該当する人)

- 市営住宅(住宅に困窮する**低額所得者を対象**とした住宅)
 - 入居しようとする世帯全員の所得総額が**月額158,000円以下**の世帯
※高齢者のみの世帯、障がいのある人がいる世帯、18歳以下の人がある世帯、妊婦がいる世帯については**月額214,000円以下**の世帯
 - 転勤や結婚などのために現に住宅に困っている人
 - 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと
- みなし特定公共賃貸住宅(**中堅所得者層を対象**とし、優良な住環境を提供するための住宅)
 - 入居しようとする世帯全員の所得総額が**月額158,001円以上487,000円以下**の世帯
 - 次のいずれかに該当する人
 - 満40歳以下の人
 - 満41歳以上で親族と同居して入居する人、または1年以内に親族と同居を予定している人
 - 勤務状況などにより親族との同居が困難な人
 - 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。



◆必要書類(郵送は不可となりますので、次の提出先までご持参ください)

- 入居申込書**(市営住宅管理センター、市役所住宅政策室で配布。市営住宅管理センターホームページからもダウンロードできます。)
- 入居希望者全員の**本籍およびフリガナが記載された住民票**(市役所市民課発行)
- 18歳以上(高校生を除く)の入居希望者全員の**課税証明書(令和8年度)**
(市役所市民課発行)※6月5日(金)から発行可能
- 障害者手帳などの写し**(障がいのある人)
- 納税証明書**…滞納があった場合、入居者を選考する際に、著しく不利な取り扱いとなります。
※取得する際には税目ごとではなく、「滞納がないことを一括で証明する内容」と窓口でお話してください。(市役所市民課発行)

詳細はこちら

◆提出先…**陸前高田市営住宅管理センター(指定管理者:株式会社長谷川建設)**
〒029-2205 陸前高田市高田町字西和野200番地

常時募集しています
これまでの定期募集で入居者が決まらなかった空き部屋については、**申込期間を定めずに、常時申し込みが可能**となっています。
申し込みが可能な部屋については、市営住宅管理センターホームページをご覧ください。また、その他の詳細につきましては、次の問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先 陸前高田市営住宅管理センター ☎0192(47)5180 または 市役所住宅政策室住宅政策係(内線482)

陸前高田市住まいるリフォーム支援事業

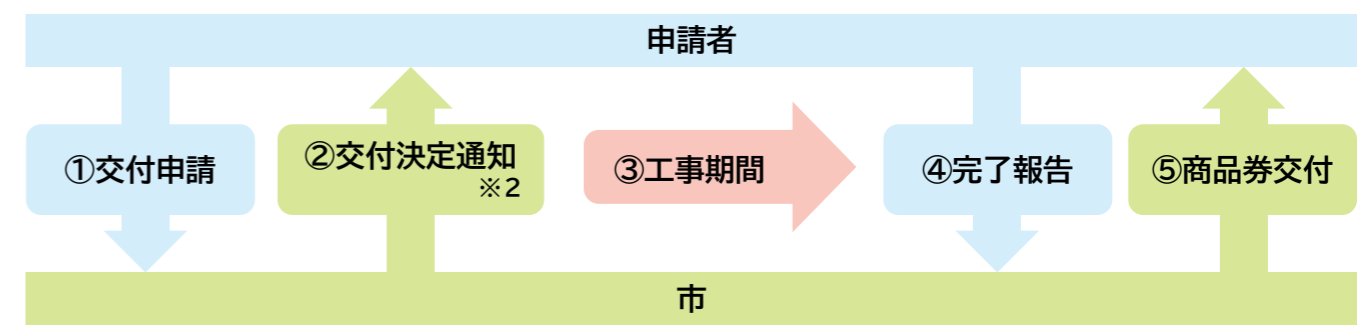
住宅のリフォーム費用を商品券で助成します!



市では、住宅関連産業や地域経済の活性化のため、住宅のリフォーム(※1)などの費用の一部を陸前高田地域共通商品券で助成しています。

※1 住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持または機能向上のための工事(増築および外構に係る経費は除く。)

◆商品券交付までの流れ



※2 工事着工前に交付決定を受ける必要があります。

◆助成額

工事費の5分の1(上限30万円) ※千円未満切り捨て
本年度より、次の①、②の調査・工事が助成金額の加算対象となりました。

- ①アスベスト調査に要した経費の10分の10(上限10万円) ※千円未満切り捨て
- ②建築設備の設置に要した経費の5分の1(上限10万円) ※千円未満切り捨て
(建築設備の例:エアコン、給湯器、照明器具、感震ブレイカーなど)

【例】全体工事費 200万円(税込)

内訳: 内装修繕工事費	150万円	⇒	助成額 30万円
アスベスト調査費	8万円	⇒	助成額 8万円
建築設備工事費	42万円	⇒	助成額 8万4千円
			合計助成額⇒ 46万4千円

◆対象者(①~④をすべて満たす人)

- 市内にある対象住宅に居住している人、または事業完了までに対象住宅への居住を予定している人
- 当該住宅の所有者、相続人の代表者または当該住宅の所有者の同意を得ている人
- 助成を受けようとする人および生計を同一にする世帯員に市税などの滞納がない人
- 過去5年間に、この事業に基づく助成を受けていない人

◆対象となる住宅(①~④をすべて満たす住宅)

- 市内にある住宅
- 専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅
- 建築後5年以上経過している住宅
- 過去5年間に、この事業に基づく助成を受けていない住宅

◆対象となる工事(①~③をすべて満たす工事)

- ①全体工事費が30万円(税抜)以上の工事
- ②市内に主となる事業所または本店を有する法人または個人で工事を施工する者が実施する工事
- ③令和9年3月19日(金)までに事業完了ができる工事

問い合わせ先 市役所住宅政策室住宅政策係(内線482)